

制度・業務

申請 マイナンバーカード申請・交付は予約優先制になりました

窓口での混雑緩和のため、予約優先制になりました。ホームページ・電話で予約の上、必ず本人(15歳未満・成年被後見人は本人および法定代理人)がお越しください。

予約期間 予約日の45日前～3日前

予約サイト <https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/>

予約電話番号 ☎0570-048978

※交付予約は、交付通知書が届いてからご予約ください。

※予約は申請・交付のみです。電子証明書の更新手続き等には、予約の必要はありません。

☎ 市民課 ☎892-0121



申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しください。また、申請時来庁方式による受付も行っておりますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 5/8・15(土)・23・30(日)9:00～12:00

※予約優先制。

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※申請時来庁方式は、ホームページまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎892-0121

農業 農業者のための経営所得安定対策

主食用米を作付けしない水田で、販売目的で野菜などの作物の生産を行う農業者に対し、国から面積払いで交付金を交付します。

制度詳細・営農計画書は、水田の所有者・耕作者に5月から順次郵送しています。届かない場合はお問い合わせください。

申込・☎ 営農計画書に必要事項を記入・押印し、5/21(金)までに市農業再生協議会事務局 ☎892-0121

申請 ホームページで市民課窓口混雑状況が確認できます

パソコンやスマートフォンなどから、市民課窓口の待ち人数や、呼出し番号をリアルタイムで確認できます。

☎ 市民課 ☎892-0121



防災 木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限5万円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度

工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度

設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却補助制度

上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

▷昭和56年5月以前に建築された木造住宅

▷耐震診断後の施工

▷所有者等の属する世帯の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 営繕課 ☎892-0121

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60センチ以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60センチ以下となること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60センチ以下とし、60センチを超える部分は軽量のフェンスとすること

▷改修により生垣を設置する場合は、1葎あたり2本以上連続して植えること

※高さはいずれも道路面からの高さです

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

申込・☎ 営繕課 ☎892-0121

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

申請 耐震補助金・ブロック塀等補助金に関する代理受領制度

この制度は、「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が受け取る制度です。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。

※代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。

☎ 営繕課 ☎892-0121

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1・2級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている

④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている

⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限あり。助成開始は申請月から。

申込・☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

子育て 児童扶養手当の定例払い

5月の定例払いは5/11(火)です。

この手当は父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童)を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する人に支給されます。受給には公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件などの条件があります。また、受給資格がなくなったときは、すぐに届け出ください。

☎ 子育て支援課 ☎893-6406

税・保険・年金

税 自動車税(種別割)の納期限

自動車税(種別割)の納期限は5/31(月)です。期限までにお納めください。

※納付が困難な場合は、管轄の府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。

☎ 自動車税コールセンター ☎0570-020156

税 令和3年度納税通知書の発送時期

今年度の納税通知書発送時期は次のとおりです。

▷固定資産税・都市計画税:5月上旬

▷軽自動車税(種別割):5月上旬

▷市・府民税(普通徴収):6月上旬

☎ 税務室 ☎892-0121

税 市税の減免

次の事情により納税が困難になった場合は、一定要件により市税が減免される場合があります。要件等の詳細はお問い合わせください。

市・府民税 生活保護受給、火災等の災害、失業(自己都合除く)や休廃業など

固定資産税・都市計画税 生活保護受給、火災等の災害など

軽自動車税(種別割) 生活保護受給、障がい者認定、公益専用車両など(4/1現在で要件を満たしていることが条件)

申請期限 各納期限(下表)

	市・府民税(普通徴収)	固定資産税(都市計画税)	軽自動車税
第1期	6/30(水)	5/31(日)(月)	5/31(日)(月)
第2期	8/31(火)	8/2(月)	
第3期	11/1(月)	9/30(木)	
第4期	12/27(月)	11/30(火)	

※すでに納付した税額は減免対象外になります。

☎ 税務室 ☎892-0121

年金 国民年金保険料の免除申請

大学・短大・専門学校等を卒業し、引き続き国民年金加入中の人で、国民年金保険料の支払いが困難な場合は、50歳未満が対象の免除制度(若年者納付猶予)が申請できます。年金手帳と本人確認書類を持参しご相談ください。

また、学校を卒業後別の学校(大学院等)に変わった場合は、再度学生特例制度の申請ができます。新しい学生証等持参しご相談ください。

☎ 枚方年金事務所 ☎846-5011

